

要 望 書

全国市議会議長会指定都市協議会は、多様な大都市制度の早期実現等の要望を別紙のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう、強く要望いたします。

平成29年11月

全国市議会議長会
指定都市協議会
会 長 松 原 成 文
(川崎市議会議長)

目 次

1	多様な大都市制度の早期実現	1
2	地方税財源の充実確保	2
3	災害対応法制の見直し	4

1 多様な大都市制度の早期実現

現行の指定都市制度は、暫定的に導入されたにもかかわらず、制度創設から既に60年以上が経過しており、今日の指定都市が直面する人口減少や少子・高齢化、社会資本の老朽化などの問題や圏域全体の活性化・発展の牽引役として指定都市が求められる役割に十分に対応できる制度とはなっていない。

大都市制度に関する議論の根幹は、このような諸問題を解決し、基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、大幅な事務・権限と税財源の移譲により真の分権型社会を実現することにある。

指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を持っており、各都市においても、その地域にふさわしい大都市制度の実現を目指した取組が行われている。

こうした中、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」は施行されたものの、従来から提案している「特別自治市」制度は未だ地方自治制度の中に存在しないなど、大都市制度に係る法的整備は十分になされていない。

また、道州制を議論する上でも、基礎自治体の権能の充実と新たな大都市制度の位置付けを明確にすることが不可欠である。

よって、国においては、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

道州制も視野に入れつつ、道府県から指定都市への事務・権限と税財源の移譲を積極的に進め、「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。

2 地方税財源の充実確保

今日の地方自治体においては、急速に進行する少子・高齢化に対応した福祉・医療サービスの充実や地域の防災・減災対策をはじめ、活力ある地域社会の実現のための地方創生の推進など、様々な行政課題に対する財政需要は増加の一途にある。

このような中、住民に身近な行政サービスの担い手である地方自治体が、今後も安定的に行政サービスを提供するためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、平成30年度税制改正・地方財政対策に当たり、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 平成30年度税制改正について

- (1) 地方財政の財源が大幅に不足している現状に鑑み、今後とも地方税制の拡充強化に努めること。
その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- (2) 消費税・地方消費税の引上げが再延期されたことにより、地方が進める社会保障施策の充実に向けた取組に支障が生じることがないように、国の責任において必要な財源を確保すること。
また、消費税・地方消費税10%時の増収分の使途を見直す場合には、地方行財政に大きく関わることから、地方と十分協議すること。
- (3) 固定資産税は、市町村財政を支える基幹税であることから、その安定的確保を図ること。
また、償却資産に係る固定資産税については、現行制度を堅持すること。
- (4) 自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討に当たっては、地方財政に影響を与えないよう安定的な財源を確保すること。
- (5) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在市町村の財政需要に対応した貴重な税財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (6) 森林環境税（仮称）の創設に向けた総合的な検討に当たっては、市町村の意見を十分に踏まえ、市町村が森林整備等において果たす役割を明確にしつつ、安定的に財源を確保できる仕組みを構築すること。
- (7) 指定都市の事務配分に見合うよう税制上の特例措置を充実させること。

2 平成30年度地方財政対策について

- (1) 社会保障関係費の増大や地域の防災・減災対策、地域経済の振興など地域の活性化対策に的確に対応するため、地方税・地方交付税等の一般財源総額を充実確保すること。
- (2) 地方創生の推進、人口減少対策、地域経済・雇用対策等への取組を確かなものとするためにも、必要な歳出を別枠で地方財政計画に計上するなど、地域の実情を踏まえた措置を引き続き講じること。
- (3) 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
また、地方の財源不足の補てんについては、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。
- (4) 地方自治体では独自に行財政改革に取り組みながら、不測の事態による税収減や災害等に備えて基金を積み立てているところであり、単に地方の基金残高が増加していることをもって地方財政計画の歳出の削減は行わないこと。
- (5) 公共施設等適正管理推進事業費については、個別施設の維持管理、更新等に係る取組が本格化することから、引き続き十分な財源を確保するとともに、公共施設等適正管理推進事業債の期限を延長すること。

3 災害対応法制の見直し

世界有数の災害大国である我が国においては、近年でも、平成23年東日本大震災や平成27年9月関東・東北豪雨、平成28年熊本地震など、甚大な被害をもたらした大規模災害が頻発している。

さらには、南海トラフ地震や首都直下地震等の広域にわたり、かつ、大都市部への甚大な被害が想定される巨大地震が発生するおそれが指摘されている。

こうした大規模災害に対しては、災害救助法において、都道府県知事が避難所及び応急仮設住宅の供与等の実施主体とされているところであるが、迅速かつ被災者の実情を的確に踏まえた救助を実施するためには、基礎自治体であると同時に、大都市としての総合力を兼ね備える全ての指定都市が自立的・主体的に救助内容を決定し、実施していくことが強く求められている。

災害救助に関する指定都市と道府県の役割分担については、国の実務検討会等において議論されているが、十分な結論が得られていないところである。

よって、国においては、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

指定都市を災害救助の主体とする災害救助法の改正やこれに関連する災害対策基本法の改正を行い、大規模災害時において指定都市が持つ能力を十分に発揮できる制度を構築すること。